

◎北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視
員制度に関する日本国とソヴェエト社会主義共和国連邦
との間の協定の更新に関する交換公文

(略称) ソ連邦との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の
更新取極

昭和五十二年 四 月二十六日 モスクワで
昭和五十二年 四 月二十六日 効力発生
昭和五十二年 五 月二十一日 告示

(外務省告示第一〇〇号)

目 次

ページ

日本側書簡	九八一
協定の更新	九八一
ソ連邦側書簡	九八三

（北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視員制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定の更新に関する交換公文）

（日本側書簡）

書簡をもつて啓上いたします。本官は、千九百七十二年四月十八日にモスクワで署名された北太平洋における捕鯨に従事する母船のための国際監視員制度に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定に関し、同協定の規定が千九百七十八年二月二十八日まで適用されるものとするを日本国政府に代わつて提案する光榮を有します。

本官は、前記の提案がソヴィエト社会主義共和国連邦政府にとつて受諾しうるものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡をこの問題に関する両国政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

ソ連邦との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

千九百七十七年四月二十六日にモスクワで

日本国臨時代理大使 松原 進

ソヴィエト社会主義共和国連邦

漁業大臣 ア・ア・イシコフ閣下

(訳文)

(ソ連邦側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百七十七年 月 日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府が日本国政府の前記の提案を受諾したことを貴官に通報するとともに、貴官の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成し、その合意が千九百七十七年四月二十六日から効力を生ずることを確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

千九百七十七年四月二十六日にモスクワで

ソヴィエト社会主義共和国連邦

漁業大臣 ア・ア・イシコフ

日本国臨時代理大使 松原 進殿

ソ連邦との北太平洋捕鯨国際監視員制度協定の更新取極

(Письмо советской стороны)

Москва, 26 апреля 1977

Господин Временный Поверенный в Делах Японии в СССР,

Имею честь подтвердить получение Вашего письма от 26 апреля 1977 года следующего содержания.

(Содержание письма японской стороны)

Имею честь сообщить Вам, что Правительство Союза Советских Социалистических Республик согласено с вышеизложенным предложением Правительства Японии, и подтвердить, что Ваше письмо и настоящее отдельное письмо составляют Соглашение между двумя Правительствами по данному вопросу, которое вступает в силу с 26 апреля 1977 года.

Пользуясь настоящим случаем, чтобы возбудить уверенность в моем высоком к Вам уважении.

(Подпись) А. ИШКОВ

Министр рыбного хозяйства СССР

Господину Временному Поверенному в Делах Японии в СССР
Сугуму Мацубара

(参 考)

この取極は、一九七二年四月十八日付けの日本国とソヴェト社会主義共和国連邦との間の北太平洋捕鯨国際監視員制度協定（昭和四十七年二国間条約集参照）を一九七八年二月二十八日まで更新したものである。